

## 西粟倉村子育て支援の場設計業務 プロポーザル方式設計者選定実施要綱

平成 28年6月15日

西粟倉村

### 1. 実施の目的

西粟倉村は、現役場周辺の公共施設の老朽化に伴い、関連する施設全体の更新を進めている。基幹施設整備に関する基本計画では、子育てに関連する施設を集約して建築する計画が盛り込まれている。

子育て支援施設は、安心安全な整備はもとより、地域の将来を担う子ども達と、保護者、地域住民そして職員が世代を超えて受け継ぐ魅力あふれる地域の拠点として整備を目指している。

一方、村では「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行に伴い村独自の木材利用方針を掲げ、公共施設の木造木質化に積極的に取り組む意向である。特に、豊富な蓄積量を誇る村内の森林資源を有効に活用し、森林整備と施設整備を両立する成果を目指している。

以上の背景を踏まえ、地域資源としての村内産木材を有効に活用し、地域の人たちの関わりにより建設・運営を行う、子育ての拠点整備を進めたい。

次世代に森の恵みを受け継ぐため、健全な森づくりを目指した木材調達を行い、世代を超えて地域に親しまれる、魅力的な施設計画と活用提案を求める。

### 2. 委託業務概要

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 業務名   | 西粟倉村子育て支援の場設計業務         |
| (2) 業務内容  | 基本設計及び実施設計              |
| (3) 契約期間  | 契約締結日から平成 29 年 3 月 25 日 |
| (4) 委託予算額 | 9,800,000 円以内(税別)       |
| (5) 選考方法  | 一般公募型プロポーザル方式           |
| (6) 主催    | 西粟倉村役場                  |
| (7) 事務局   | 西粟倉村総務企画課               |

### 3. プロポーザルスケジュール

実施要綱告示	平成28年6月15日(水)
現地公開日	平成28年6月24日(金)
質疑受付	平成28年6月22日(水)～ 6月27日(月) 17 時必着
質疑回答期限	平成28年6月30日(木)
参加表明書提出期限	平成28年7月4日(月) 17 時必着
1次審査技術提案書受付	平成28年7月11日(月)～ 7月19日(火) 消印有効
1次審査	平成28年7月22日(金)
2次審査ヒアリング	平成28年8月 9日(火)
2次審査結果発表	平成28年8月10日(水)

#### 4. 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当すること

- ① 応募資格を有する者は、建築士法第 2 条に規定する一級建築士の資格を有すること
- ② 応募資格を有する者が所属する建築士事務所およびその協力事務所は、建築士法第 23 条に規定する一級建築士事務所登録をしていること(ただし、建築設計以外の分野での協力者はこの限りではない)
- ③ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所およびその協力事務所の応募は 1 点とし、代表事務所、協力事務所および協力者は、複数のチームに関わることを認めない
- ④ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所またはその協力事務所のうち一つ以上が、岡山県およびその隣接県(兵庫県・鳥取県・広島県)に一級建築士事務所登録をしていること
- ⑤ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所またはその協力事務所は、児童福祉法 7 条一項の用途に基づく児童福祉施設の延べ床面積が 500 m<sup>2</sup>を超える新築、増築、又は改築(改修工事は含まない)にかかわる基本設計、実施設計に元請としての実績を有すること
- ⑥ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所またはその協力事務所は、主要構造部を木造とした建築物の延べ床面積が 500 m<sup>2</sup>を超える新築、増築又は改築(改修工事は含まない)にかかわる基本設計、実施設計に元請としての実績を有すること
- ⑦ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所およびその協力事務所は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- ⑧ 応募資格を有する者が所属する建築士事務所およびその協力事務所は、建築設計、建設コンサルタント業務等に関し、本村から指名停止を受けている期間中でないこと
- ⑨ 審査員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者でないこと

#### 5. 審査の方法

当該プロポーザルの審査は、非公開の2段階形式で行う

審査員による技術提案書の審査の結果、評価の最上位のものと次点のものを、当該プロジェクトの基本設計業務の随意契約候補者として西栗倉村長に報告する

審査の内容は以下のとおりとする

##### (1) 1次審査(書類審査)

以下項目の評価により、2次審査に進む3者程度を選考する

- ① 応募資格の有無
- ② 業務範囲の理解度
- ③ 技術提案書に示される業務実施方針の妥当性

##### (2) 2次審査(提案内容に関するヒアリング)

以下項目の評価により、評価の最上位と次点の提案者を選考する

- ① 技術提案書(様式 4)に示される業務実施内容の妥当性

② 「(3)審査の要点」で求める技術提案及び運営提案の的確性・独創性・実現性

(3) 審査の要点

以下の項目に関する考え方、技術提案及び運営提案を評価する

- ① 村住民が誇れる子育ての場としての提案
- ② 村の木材を使い可能な限り地域の技術で建設する提案
- ③ 子育て環境にふさわしい設計方針
- ④ 地域の気候に配慮した内部・外部の教育環境と、施設の維持管理に配慮した設計方針と技術提案
- ⑤ 上記の他、独自の課題設定と解決策

6. 提出書類等

(1) 提出書類及び提出部数

[参加表明提出時]

A	参加表明書 (注 1)	1 部	様式 1[A4×1 枚]
B	申請者および協力者の略歴	1 部	任意様式 [1人当たり A4×1 枚以内]
C	申請者が所属する事務所の概要等資料	1 部	任意様式
D	申請者が所属する事務所の財務諸表	1 部	任意様式

- 注 1) ・ 参加表明書受付後に受付番号を記入した、受領確認 FAX を返信いたします  
 ・ 参加表明書に受信可能な FAX 番号を記載ください  
 ・ FAX が届かない場合は、提出先までお問い合わせください

[1 次審査書類提出時]

E	業務実施体制計画書	1 部	様式 2[A4 必要に応じて複数枚]
F	業務実績書および 業務実績の確認書類写し	1 部	様式 3[A4×1 枚]
G	技術提案書 様式 4 に記載される各問い に対する提案を求める	10 部クリップ留 注 2) 参照	様式 4-1[A3×1 枚] 様式 4-2[A3×1 枚]

- 注 2) ・ 技術提案書裏面右下に、参加表明書受領確認 FAX に記載している受付番号を記載願います  
 ・ 表面には応募者等を推測させる情報(氏名、名称、住所、ロゴマーク等)を記載できません(記載があった場合は失格の取り扱いとします)

(2) 提出先 西粟倉村役場 総務企画課宛

〒707-0503 岡山県英田郡西粟倉村大字影石 2 番地

電話番号: 0868-79-2111

(3) 提出期限 スケジュール記載とおり

(4) 提出方法 郵送又は宅配便による

(書留等発送を証明できる方法にて提出のこと 持参は受け付けない)

7. 審査委員 以下 5 名とする

建設委員会代表  
建設委員会副代表  
副村長  
教育長  
総務企画課長

審査委員が選任した以下分野の専門家がアドバイザーとして技術的サポートを行う(アドバイザーは審査における採点権限を持たない)

木造建築専門家 1名  
子育て支援専門家 1名

8. 質疑応答

(1) 質疑は、別途示す期日に電子メールで受け付ける

(電話、FAXによる質疑は一切受け付けない)

送付先:西栗倉村役場 総務企画課 榎原(えばら)

e-mail:nishiawa-pjkikan@vill.nishiawakura.lg.jp

(2) メールを受け付けた場合は、受領確認メールを返信する

(3) 質疑に対する回答は質疑回答書にまとめ、別途示す期日までに村のホームページ上に掲載する

9. 提供資料

配布資料 01 建設用地図・既存建物配置図

配布資料 02 事業工程表

資料資料 03 木材調達先村有林原木賦存量集計

配布資料 04 西栗倉村基幹施設建設基本計画

10. 審査結果の発表

(1) 1次審査の結果は技術提案書提出者全員に書面にて通知する

(2) 2次審査の結果は2次審査対象者全員に書面にて通知する

(3) 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない

11. 技術提案書の取り扱い

- (1) 提出書類は返却しない
- (2) 応募作品の著作権は応募者に帰属するが、応募作品の展示、複製の作成、ホームページへの掲載等、プロポーザルに関わる事務での使用の権利は主催者が有する

12. プロポーザルによって選定される設計者の業務

- (1) 当該プロポーザルの最優秀者は、基本設計業務および実施設計業務の随意契約対象者に該当する。最優秀者との随意契約が合意に至らない場合は、次点者との協議を行う。
- (2) プロポーザルで選考された最優秀者は、設計業務仕様書に示す業務内容に基づいた見積書を提出し、発注者が別に示す事業費の範囲内において発注者と随意契約の手続きを行う。
- (3) 設計受託者は別に示す設計業務仕様書に示す業務内容を技術提案書に基づいて行うが、設計段階では、役場担当者及び施設職員・利用者・地域住民との十分な対話により計画を進めること
- (4) 設計過程においては、村内産木材の調達に関しては、役場担当者および役場が認める専門家との十分な調整を図ること

13. 計画の条件等

工事概要書による

14. 現地公開日について

スケジュール記載の現地公開日設ける

公開時間内は、許される範囲内で計画用地を見学することができる(除却予定の既設建物内部への立ち入りはできない)

公開日以外の現地訪問は受け付けない

15. ヒアリング審査会

2次審査時のヒアリングは以下の要領で行う

参加しない場合は棄権とみなす

- (1) 実施場所: 2次審査対象者に別途通知する
- (2) 実施日時: 日程は別途示すスケジュールのとおり。実施時刻は別途通知する
- (3) 実施方法:
  - ・ 提案者が、提出した技術提案書の内容について説明を行ったのち、審査員が質疑応答を行う
  - ・ 技術提案書またはその一部を拡大したパネルの持ち込みは可とする(模型等補足説明資料の持ち込みは不可)

- ・ 技術提案書の説明は、パワーポイント等のソフトウェアを使ったパソコンを利用することができる(プロジェクター等機材仕様については、2次審査対象者に別途連絡する)
- ・ プレゼンテーションは提出済みの技術提案書に基づいたものとし、技術提案書に記載した図や写真のみを拡大して使用することができる
- ・ ヒアリング会場には、実施体制計画書に記載した当該業務担当者のうち3名までの入場を可とする
- ・ 1提案者当たりの説明時間は15分とし、その後質疑応答予定している

#### 16.その他

- (1) 当該プロポーザル参加にかかる費用は、提案者が全額負担する
- (2) 本業務を受託した建築士事務所(協力事務所を含む)と資本面人事面において関連がある企業は、本事業の工事入札に参加できない

#### 17. 問い合わせ及び資料送付先

西栗倉村役場 総務企画課 榎原(えばら)  
〒707-0503 岡山県英田郡西栗倉村大字影石2番地  
電話番号: 0868-79-2111  
e-mail: nishiawa-pjkikan@vill.nishiawakura.lg.jp

以上